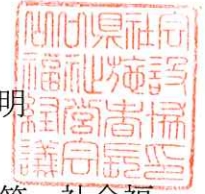


公明党山口県本部「企業・団体等との政策懇談会」

山口県社会福祉法人経営者協議会
会 長 内 田 芳 明



人口減少、少子高齢化の進行等による社会構造の変化、地域社会の変容等、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しています。そうした変化に適切に対応するためには、良質な福祉サービスの安定的・継続的な提供にとどまらず、地域に潜在する幅広い福祉ニーズの支援に取り組むことが重要です。

こうした社会福祉法人の使命と役割を果たすためには、なお一層の法人経営基盤の強化、福祉人材の確保・定着・育成のための処遇改善及び資質向上を図ることが必要となります。

本会は、下記のとおり、2023（令和5）年度の国の施策、予算に関する要望事項をとりまとめました。

これらの趣旨を十分踏まえられ、今後の予算編成や施策立案にあたり、実効性をもって反映されるよう要望します。

記

【税制要望事項】

1 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持について

(1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持

社会福祉法人は、その非営利性・公共性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化に伴う労働力人口の減少や社会経済状況の変化の中、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっています。加えて、新型コロナウイルス禍の中、社会福祉法人は多様な課題を抱え困窮する人々を支援するセーフティネットとして、他の法人とは異なり重い責務を担いながら、前面に立って下支えしています。社会においてなくてはならない組織となるため、地域公益活動を活発に実施していく決意のもと、社会福祉法人の基幹の仕組みである現行の社会福祉法人に対する法人税非課税の堅持を引き続き強く要望します。

(重点・継続)

(2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

公益目的としての財源確保を後退させる軽減税率及びみなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取組拡大を阻害するものであり、現行制度の堅持を要望します。

(継続)

【要望事項】

1 物価高騰への支援の拡充について

各社会福祉施設においては、ここ数年の新型コロナウイルスへの対応のための様々な負担に加え、このたびの物価高騰が経営に大きな影響を及ぼしています。

今後においても、ウクライナ情勢等をめぐる先行きの不透明感が高い中、物価高騰が長期化すれば、社会福祉施設の運営はさらなる打撃を受けることとなり、社会福祉法人としての使命と役割を果たしていくことが困難となる恐れがあります。

については、介護報酬等の社会福祉施設の運営に係る各種公的価格に物価高騰の影響を適切に反映させることが必要であり、物価高騰等が社会福祉施設の運営に影響を生じさせないための報酬改定や国庫補助金の基準単価等の見直しについて、要望します。

(重点・新規)

2 新型コロナウイルス禍における事業継続への支援について

(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る今後の取組について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の柱となるワクチン接種について、国においては、福祉施設・事業所の利用者及び職員に対して早期にワクチン接種ができるよう、多大なるご尽力をいただいたことに、深く感謝申し上げますとともに、今後も戦略的かつ計画的なワクチンの確保が図られるよう、要望します。

また、ワクチン接種の実施主体となる各自治体においては、未接種者へのワクチン接種の促進はもとより、今後予想される5回目以降のワクチン接種が円滑に進められる体制の確保が図られるよう、お願いします。

とりわけ、クラスターの発生につながる福祉施設・事業所の利用者及び職員へのワクチンの優先接種が各自治体において統一的に進められるよう、強く要望します。

(継続)

(2) 在宅介護者が新型コロナウイルス感染症に感染し隔離された場合の、介護の継続に係る支援について

在宅介護者は、高齢者、障害児者等、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが高い人々に接しています。また、在宅介護者自身も介護負担が増大しており、疲労やストレスにより、感染しやすい状況にあります。

在宅介護者自身が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者になった場合、感染リスクの高い人々への感染を回避するために、福祉施設を利用することが考えられますが、福祉施設の中には、ウイルスを施設内に持ち込ませないために、利用控えをする施設もあります。施設側も、新型コロナウイルスに感染している可能性のある高齢者を受け入れることに対してはリスクが高いため、躊躇せざるを得ない状況にあります。

在宅介護者や被介護者は、閉鎖的な空間の中、緊迫した生活を余儀なくされていま

す。このままでは、在宅介護が崩壊する可能性があります。

新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが高い人への感染を防ぎ、安心して介護を継続していくために、感染防止対策を徹底して短期入所等で在宅介護を支援する福祉施設について、適切に評価していただくよう要望します。

(継続)

3 介護福祉士等の国家試験における試験会場等について

例年1月末頃に実施する介護福祉士国家試験について、中国5県では、山口県のみ試験会場が設置されていません。そのため、近隣の県へ往来することとなります。

コロナ禍において、当然、会場での感染症対策は十分に行われていると思われませんが、公共交通機関や宿泊場所の利用などのリスクはあります。感染防止対策のためはもちろんのこと、県内の介護人材を確保するための対策としても山口県で受験できるよう試験会場の設置の検討を要望します。

なお、社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験についても、全国的に会場が少ないという状況がありますので、改善されるよう要望します。

(継続)

4 福祉避難所の運営に対する支援について

災害時に社会福祉法人・福祉施設は、その専門的機能や設備を生かして、地域の要配慮者等を受け入れる役割があり、多くの社会福祉法人・福祉施設では、福祉避難所の指定を受けています。

近年発生している大規模災害においては、福祉避難所の運営において、要配慮者への相談支援や介護、生活環境の改善等の専門的な支援をはじめ、様々な福祉ニーズに対応するための体制や環境整備が必要となっています。

こうした福祉避難所の運営は、通常業務に加えて対応していることから、利用者及び避難された要配慮者の支援が適切に行えるよう、必要な人的支援体制や財政支援を図られるよう要望します。

(継続)

5 災害時の社会福祉法人・福祉施設の事業継続・再開に向けた取組支援について

社会福祉法人・福祉施設では、利用者の生命を守るため、災害時においても事業継続計画の策定を進めています。また、地域住民の避難所や要配慮者の福祉避難所となっている社会福祉法人・福祉施設も多くあり、地域の福祉拠点としての役割を果たすべく取組を進めています。

社会福祉法人・福祉施設が災害時においても円滑に事業継続・再開を図れるよう、事業継続計画の策定や具体的な訓練に対して、行政の関与や研修の実施、必要な財政支援を図られるよう要望します。

(継続)

6 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保について

(1) 2023（令和5）年度社会福祉関係予算の確保

国は、新型コロナウイルス感染症対策として、医療・福祉サービスの提供体制強化に重点を置くという考え方を示しています。しかしながら、近年、社会福祉法人の経営状況は悪化しており、約3割の法人が赤字という厳しい状況にありますが、福祉サービスの提供体制の強化の重要性はますます強くなる一方です。

各福祉サービスの2023（令和5）年度予算の財源確保、及び国民の福祉向上のために将来にわたり安定的に運営ができる財源確保を図られるよう、要望します。

（継続）

(2) 特定処遇改善加算の配分基準や人員配置基準の見直しによる福祉人材のさらなる処遇改善を

2019（令和元）年10月より福祉・介護職員処遇改善加算に特定処遇改善加算が追加されました。これらの加算制度は、その配分対象基準が規定されており、職員全体に公平に配分される加算とはなっていません。

同じ職場内で働いていながら、職種による待遇の格差は、法人・施設内での深刻な内部矛盾を生じさせます。この特定処遇改善加算については、法人の裁量で職員全体の処遇改善の仕組みに改善し、報酬本体へ盛り込むよう強く要望します。

このような状況では、福祉業界で働く職員の獲得や定着にも大きな支障をきたすため、福祉施設・事業所の最低基準や人員配置の見直し（増員）をするとともに、事業種別や職種に関わりなく、さらなる処遇改善が図られるよう要望します。

また、同じ福祉・介護の業務を行っていながら、処遇改善加算の対象となっていない施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設）や、処遇改善が行われていても施設や事業種別により改善の内容が異なっています。

（継続）

(3) 消費税率引き上げ後の経営状況の検証に基づく適切な対応

2019（令和元）年10月より消費税率が引き上げられましたが、今後も増収分については、福祉サービスの各報酬や施設運営費、措置費等の充実・安定化に向けた財源に確実に充当されるよう、要望します。

（継続）

7 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化について

(1) 外国人人材への支援

外国人人材の受入れについては、厳しい国際競争の中で、優秀な人材が受入れられるよう、国際親善の考えを基本にした受入体制を整え、スピード感のある対応を国に働きかけていただきたい。

また、社会福祉法人・福祉施設における外国人人材の具体的な受入れに向けては、各制度の趣旨を深めていくと同時に、受入れに関する相談窓口の十分な活用が図られるとともに、受入れに係る費用面への支援拡充を要望します。

さらに、受入れた外国人人材については、我が国において安心して生活、就業できるよう相談体制等のフォローアップの充実を図られるよう要望します。

(継続)

(2) 働きやすい職場づくりのための総合的な施策の推進

福祉の現場においては、現在、福祉人材の確保、定着等が切実な課題となっており、慢性的な人手不足により過重な勤務を余儀なくされる職員は、疲弊し、体力的、精神的な余裕を失っています。

人が人に関わり、支える福祉の現場の人材確保・育成・定着は喫緊の課題です。

こうした状況の中、福祉人材の確保及び育成・定着を進めるためには、幅広い人材の参入促進、さらなる処遇改善、職員配置の拡充、キャリアパス構築の支援をはじめ、福祉の職場に関するより一層のPRや社会的評価の向上等、総合的な福祉人材確保施策の拡充を要望します。

(継続)

(3) 福祉の職場や仕事に対する理解促進に向けた広報の推進等

福祉人材確保のためには、福祉の仕事に対する社会全体の理解が重要です。

特に、次世代を担う若年層（小中学生・高校生等）に対する福祉の仕事の意義や重要性の理解促進、職業選択につながる働きかけが望まれます。社会福祉法人においても、小中学生・高校生を対象とした出前授業等の活動を行っているところですが、福祉行政、教育行政及び福祉関係者等、地域の多様な関係者が連携した継続的な取組が必要です。

山口県では、「地域医療介護総合確保基金」による人材確保施策の拡充を行うとともに、国、県において福祉・介護の仕事の本質的な意義のための広報活動を継続的に実施されるよう要望します。

(継続)

8 地域における公益的な取組の促進と法人経営基盤・環境整備の強化について

社会福祉法人がそれぞれに有する資源・機能・専門性を活かし、地域の実態に即して、地域で暮らす生活困窮者等、制度の狭間となっている人たちへの支援を地域における公益的な取組として積極的に行うため、法人経営基盤・環境整備の強化を図られるよう要望します。

(継続)

9 入所者処遇特別加算費の対象範囲の見直しによる就労機会の提供について

高齢化社会の到来等に対応して、社会福祉施設において高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細かな入所者等のサービスの向上を図るため、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務について高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算し、入所者等の処遇の一層の向上を図る目的で「入所者処遇特別加算費」を導入しています。

実施要領上における「高齢者等」の範囲については、高齢者のみに限らず、身体障害者、知的障害者、母子家庭の母及び寡婦を想定しており、児童福祉施設の「入所児童処遇特別加算費」には上記に加えて精神障害者が含まれておりますが、他の福祉施設には対象として含まれておりません。年齢についても、現在は65歳未満の者となっております。

今後の雇用拡充を図るために、他の福祉施設においても「高齢者等」の範囲に精神障害者を加えていただき、年齢についても74歳未満の者としていただきますよう、要望します。

(継続)

10 福祉サービス第三者評価の受審促進について

福祉サービス第三者評価事業の受審料の補助制度創設を要望します。また、介護保険関連施設等にも外部評価のしくみを導入し、利用者が質の高いサービスを安心して選択できる基盤整備を図られるよう要望します。

(継続)

11 社会福祉事業への民間参入について

社会福祉法人が行っている社会福祉事業については、民間参入を検討されている事業もありますが、社会福祉事業はそもそも利益を目的として始まったものではありません。

利益配分が行える株式会社等の法人の参入により、質の低下やコンプライアンスの崩壊等を招く恐れがあることも十分に考慮して、民間参入については慎重に検討されるよう要望します。

(継続)

12 地域移行に向けた積極的な就労支援の体制の整備等への支援について

救護施設利用者の地域移行に向けて、就労支援が重要であるケースが数多くあります。このことから、救護施設の中には就労支援に積極的に取り組むところが少なくありません。しかし、こうした取り組みを行う施設では必要なマンパワーが不足しているのが実情です。

については、利用者一人ひとりの希望と可能性を尊重し、働く力を伸ばすことや就労先を開発する等、就労支援を効果的かつ効率的に行うために、就労支援を行う職員を配置するなど地域移行に向けた積極的な就労支援の体制の整備等への支援について要望します。

(新規)

13 退所可能な利用者の他法他施策の適切な適用促進について

救護施設は介護保険適用除外施設となっています。そのため、介護保険制度を利用しての施設移行等を検討する場合、施設利用者は介護認定を受けることができる期間は退所予定の3ヶ月以内とされています。ただその期間内で退所先を探すには相当なハードスケジュールであり、ケースによっては要介護認定を受けずに探し始めなければならないという実態もあります。

については、介護保険制度を利用しての退所を推進するためにも要介護認定の要件について見直しを要望します。

(新規)